

法隆寺の再建と二つの本尊

大橋 一章

はじめに

法隆寺は『日本書紀』によると天智九年（六七〇）四月三〇日の夜半に全焼した。したがって、現西院伽藍は焼失後の再建法隆寺ということになるが、その金堂の内陣中央の間には釈迦三尊像が、また東隣りの東の間には薬師如来像が安置されている。いうまでもなく金堂本尊は釈迦三尊像であるが、東の間の薬師像はその光背銘文を見るかぎり、法隆寺の根本本尊といっても不思議ではないものである。

しかしこの薬師銘については多くの先学から推古朝の成立を疑われているが、それにしても再建法隆寺の金堂の中に、本尊釈迦三尊とともに併置されていることは注目せざるを得ない。私は従来より再建法隆寺は太子発願寺院から太子信仰の寺へ変貌したと考えているが、本稿では七世紀後半の律令体制の確立を通して、釈迦三尊像と薬師像という二つの本尊が再建法隆寺の金堂の中に併置された経

緯をさぐってみたい。

一、金堂安置の二つの本尊

現在の法隆寺西院伽藍は再建法隆寺の中樞伽藍で、金堂内陣の中央の間には釈迦三尊像が、またその東の間には薬師如来像が置かれている。つまり、釈迦三尊像が金堂本尊、さらにいえば再建法隆寺の本尊ということである。ところが、両者の光背銘文によると、紀年銘は釈迦三尊像が癸未年（推古三十一年・六二三）で薬師像の丁卯年（推古一五年・六〇七）より一六年も新しいため、一見奇異な印象を与える。そればかりか、紀年銘の古い薬師銘には薬師像と寺、つまり法隆寺をつくった経緯が書かれているのに対し、釈迦銘には聖徳太子の病氣平癒のために太子等身の釈迦像が発願されたが、太子が薨去したので浄土往生を願って完成させたことが書かれていて、法隆寺の発願や造営に関することは何も記されていないのである。換言すれば法隆寺の本尊としてふさわしい仏像が本尊ではなく、金

堂東の間に置かれ、聖徳太子と関係の深い仏像が本尊として金堂中央の間に安置されているのである。

薬師銘

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲」

次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大」

御病太平欲坐故將造寺薬師像作仕奉詔然」

當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天」

皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉」

釈迦銘

法興元廿一年歲次辛巳十二月鬼」

前太后崩明年正月廿二日上宮法」

皇枕病弗愈于食王后仍以勞疾並」

著於床時王后王子等及與諸臣深」

懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋」

像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安」

住世間若是定業以背世者往登淨」

土早昇妙果二月廿一日癸酉王后」

即世翌日法皇登遐癸未年三月中」

如願敬造釋迦尊像并挾侍及莊嚴」

具竟乘斯微福信道知識現在安隱」

出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共」

彼埤普遍六道法界含識得脫苦緣」

同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造」

このような光背銘をもつ薬師像と釈迦像の金堂における配置は、今の西院伽藍が創建法隆寺ではなく、再建法隆寺であるということにその間の複雑な事情があるようだ。しかし、本尊としてふさわしい薬師像があるのに、どうして釈迦三尊なのかという疑問は誰でももつのである。

法隆寺の創立に関することは本尊の釈迦三尊像には書かれていないので、薬師像の銘文によって記したのが天平一九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下『資財帳』）である。『資財帳』の編者は冒頭の縁起部分で金堂東の間の薬師像の光背銘文から法隆寺の草創縁起を記し、さらに資財部分では薬師像を金堂中央の間の釈迦三尊に先んじて、つまり法隆寺資財中の筆頭として記しているのである。また『上宮聖徳法王帝説』（以下『法王帝説』）も薬師像銘文を掲げたあとに、「即寺始縁由也」と記している。つまり奈良時代の法隆寺では寺の草創に関しては薬師像の銘文を採用しているから、薬師像を創建法隆寺の本尊であったと解していたことになる。さらに鎌倉時代になると、法隆寺の顕真が著した『太子伝私記』には、昔は釈迦三尊像が東の間に、薬師像は中央の間に置かれていたが、釈迦三尊像の方が大きい故に中ごろ中央の間に安置され

たのだと記している。さらに薬師と釈迦の銘文から、薬師像は用明天皇のためにつくられたもの故、法隆寺の「本仏」で、釈迦三尊像は聖徳太子のためにつくられたものとつづける。

顕真は、薬師と釈迦の銘文内容からすると法隆寺の本尊は薬師像であることは明らかである。にもかかわらず、今現在は釈迦三尊像が金堂の中央の間に置かれているのは何としても解せない。そこで二つの仏像を比較すると釈迦像の方が大きいので、両者はいつのころかその安置場所を入れ替えたのだと主張しているのである。

このように、薬師像を法隆寺の根本本尊とみなす見解は奈良時代から鎌倉時代には確実にあったが、明治以降になっても依然存在する。明治三八年（一九〇五）二月の法隆寺再建非再建論争がはじまる前の明治三三年に、北畠治房が当時としては画期的な論考を発表していた。⁽²⁾

北畠説は今いうところの法隆寺二寺説、つまり法隆寺・斑鳩寺別寺説の嚆矢といえるものであった。まず法隆寺の方は今の西院伽藍にあたり、薬師銘によると用明天皇のために推古天皇と聖徳太子が推古一五年に竣工させたもので、本尊は薬師像という。一方斑鳩寺の本尊は現本尊の釈迦三尊像で、その光背銘によると推古三十一年に完成しているから、斑鳩寺の濫觴はこのときという。この斑鳩寺は『日本書紀』天智八年（六六九）一二月条の「時災_三斑鳩寺_三」の斑鳩寺に該当し、焼失したが、その遺跡が若草伽藍だというのである。

北畠は、斑鳩寺焼失後釈迦三尊を法隆寺金堂内に移したというが、

移した後、法隆寺本尊の薬師像に代って金堂の中央の間に置き本尊とした経緯については説明しない。そればかりか、現在では法隆寺と斑鳩寺は同一の寺のこととされ、また若草伽藍と西院伽藍が方位を異にし近接し同時期に立つことはあり得ないといわれている。したがって、北畠説をそのまま受け入れることはできない。しかし地元を居をかまえ、法隆寺境内を隅無く歩き回り、法隆寺を熟知していたからこそ、その後法隆寺論争のキーワードとなる若草伽藍を最初に取りあげ、さらに金堂安置の薬師像と釈迦三尊の銘文を検討し、この二つの推古仏と二つの伽藍をたくみに結びつけた二寺説を論じることができたのである。

このように、北畠説は法隆寺・斑鳩寺別寺説であるからややニュアンスは違うが、それでも薬師像を法隆寺の根本本尊とみなしているのは天平の『資財帳』の見解と同じといえる。ところが、法隆寺再建非再建論争がはじまると研究者の関心はもっぱら西院伽藍の建築が飛鳥時代のものか、それとも白鳳時代に焼失したあと再建されたものかということに集中したため、そもそも法隆寺の本尊は何かという問題は取りのこされた感があった。そのような法隆寺論争において、法隆寺本尊について発言したのは大正時代の小野玄妙であった。⁽³⁾ 小野説は皇極二年（六四三）法隆寺焼失という、従来誰も考えなかった新説であったが、本尊に関しては薬師像が法隆寺の当初の本尊で、今の金堂内陣は薬師一本尊の構えであるべきところを、三間にして三本尊を安置する構えであるのは創立のままではない証

拠だと主張した。仏像と現金堂の内部空間を論じた小野説はなかなか興味深いが、この小野説に刺激されたのが再建論者の喜田貞吉で、喜田も薬師像を当初の本尊とし、今の金堂の釈迦・薬師二本尊の位置は天智九年の火災以後、つまり再建後のこととした。⁽⁴⁾

再建論者の喜田が金堂と二つの本尊の關係に言及すると、金堂安置の釈迦・薬師の二つの推古仏の存在をものはや素通りすることはできず、ふたたび登場したのが法隆寺・斑鳩寺別寺説、つまり二寺説であった。先述の北畠は法隆寺見学に訪れた研究者に自説の法隆寺非再建論、つまり二寺説をまくし立てていたそうだが、その北畠説をそのまま復活したのが昭和二年の関野貞の二寺説であった。⁽⁵⁾ また同じ年に秋山義一も変形の二寺説を発表している。⁽⁶⁾ 二寺説とは、金堂安置の二つの推古仏がそれぞれ法隆寺と斑鳩寺の金堂に安置されていたとするもので、どちらか一方の寺が焼失し、一方は焼失しなかったといえ、『日本書紀』の焼失記事をもクリアでき、法隆寺非再建を主張するために有効であった。こうして金堂の二つの推古仏が脚光を浴びはじめようとしていたころ、皮肉にも薬師像の制作時代に疑問を呈するような見解が発表されていた。

大正一〇年（一九二〇）カール・ヴィットは薬師像の銘文内容などの先入感を受けることなく、薬師像の形を釈迦三尊像と比較しながら丁寧に観察し、その形からうけた印象を記している。⁽⁷⁾ カール・ヴィットによると、薬師像は釈迦像がリズムミカルな動きの中に厳格な構成上の均一性をもっていたのに対し、均一性が弱められている。

また像の各部の接合の仕方がなめらかとなり、全体の構成も落ち着いたものとなっている。さらに薬師像全体がふつくと丸みを帯び、衣文に見られる動きも穏やかでゆったりとしているという。このように、カール・ヴィットは薬師像の制作が釈迦三尊像よりも遅れるとは明確に記してはいないが、この論稿を読み、薬師像は釈迦像をさかのぼるものではないと理解したのが福山敏男氏であった。

福山氏は昭和八年「法隆寺問題管見」⁽⁸⁾ を発表し、その中で薬師像推古一五年説にはじめて疑問を提出した。すなわち、「Karl Wirth氏が正當に指摘したように、様式上の点で釈迦像を溯るものではなく、光背銘文の内容自身も推古朝より多少後の作文であることを示している。現存の釈迦像は恐らく太子の薨後、推古朝の末ごろに法隆寺が草創されて以来の本尊であったはずであるから、嘗て薬師像がこの寺の金堂の本尊であったとする旧来の説は信ぜらるべくもない」という。薬師像は釈迦三尊よりも後のものという前代未聞の福山説は、当然ながら法隆寺の草創時期についてもあらたな問題をひきおこすことになった。ただ福山氏は薬師像の銘文が推古朝より後の作文と主張しながら、その根拠をあげていないし、また薬師像が様式上釈迦よりさかのぼるものではないといいながら、カール・ヴィット説の借用だけで、具体的な根拠は記していない。だから、この福山説は薬師像に対して重大な問題を提起したというべきであろう。

しかしながら、福山氏は二年後の昭和一〇年には法隆寺伝来の三

つの推古仏、すなわち丁卯年（推古一五年・六〇七）銘の薬師像、癸未年（推古三一年・六二三）銘の釈迦三尊像、戊子年（推古三十六年・六二八）銘の釈迦像の銘文をいずれも推古朝のものではなく、後世の作文といういささかショッキングな論文を発表した。⁽⁹⁾ 福山氏のいう通りなら、法隆寺伝来の推古朝遺文はいずれも後世のものになり、法隆寺の草創問題ははるか歴史の彼方にふっ飛んでしまう。この福山論文は誰一人想像しなかった、いふなれば革命的な研究であったため、法隆寺研究の中でも異彩を放ち、発表後六〇年以上たった今でもしばしば引用されている。三つの銘文のうち薬師像の銘文に対する福山説はもつとも強固なものといわれてきたが、現在では必ずしも絶対的なものではなくなった。⁽¹⁰⁾

二、薬師銘の検討

天平の『資財帳』以来、金堂東の間安置の薬師像を法隆寺の根本本尊とみなしてきたのは、その光背銘文に用明天皇の病氣平癒のために薬師像と寺、つまり法隆寺を推古一五年につくと記されていたからであった。ところが福山氏は、その光背銘文そのものが推古朝ではなく、後の天武朝以降のものというのである。

福山氏は薬師銘が推古朝のものであり得ない疑点として五点あげられたが、⁽¹¹⁾ 先述のように今では必ずしも絶対的なものではなくなつた。しかしながら、福山氏が勅願寺たることを強調した薬師銘は寺

の縁起の發達の一頂点を示すもので、天武持統朝に現在天皇の御願として薬師寺が造営されつつあったころ、またはそれ以降に構作され得るものと論じた部分は、薬師銘を疑う福山説の中では現在でも有効といえる。

というのも、天皇による仏教の受容、それにつづく勅願寺の建立がいつから始まるかという問題は仏教史上はなほ重要であるが、井上光貞氏によると、用明天皇のころに天皇が仏教に帰依した形跡はなく、『日本書紀』の伝える用明天皇の仏教入信記事は後の創作⁽¹²⁾ という。また田村圓澄氏は天皇家が仏教の受容に踏みきつたのは舒明天皇の時代で、舒明天皇は天皇としてはじめて寺、すなわち百済大寺をつくつたと述べている。⁽¹³⁾ 私見によると、百済大寺の大寺は勅願寺を示す語で、この勅願寺第一号の百済大寺はその後高市へ移転しても高市大寺、さらに勅願寺から官寺へ昇格しても大官大寺と、大寺の語を付している。わが国の勅願寺はこの舒明天皇發願の百済大寺が第一号で、以後天智天皇發願の川原寺、天武天皇發願の薬師寺とつづくのである。したがって、最初の勅願寺たる百済大寺より五〇年も前に法隆寺が勅願寺としてつくられることはあり得ないからである。さらにいえば、わが国初の本格的伽藍を擁した飛鳥寺が、いち早く仏教を受容した蘇我氏によって造営されようとしていた時期に、それより一年も前に天皇發願の寺院が建立されたとは如何にしても考えられないのである。私は、勅願寺は用明天皇の時代にはまだ存在しなかったというだけでも、薬師銘の推古朝成立を否定す

るのに充分だと考えている。

福山氏は、先述のように薬師銘は天武朝の後半以降、天平以前において、坂田寺の縁起を摸して法隆寺でつくられたものというのである。つまり、福山氏は薬師銘の書かれた時期を天智九年（六七〇）の法隆寺焼失以降とみているが、薬師銘が書かれた理由については、「初めは恐らく膳氏によって創立されたらしい法隆寺が、後には漠然と太子建立の寺の一つに数へられる様になり、遂にはかくの如く用明・推古の二天皇と聖徳太子とによって発願され建立された、即ちこの寺は勅願寺であるとして、寺家によって理解されるに到ったであろう」と述べているが、いささか明確さを欠く。どうやら福山氏は法隆寺の発願者が時代を経るとともに変り、最後は天皇になったことを薬師銘は書きたかつたといいたいようである。

この点について明快に答えたのは大西修也⁽¹⁵⁾氏である。大西氏は、薬師銘の成立は天智九年の法隆寺焼失後の再建を切望していたころで、法隆寺再建に要する経済的援助を時の皇室と国家に求めるために、法隆寺が当初から勅願寺であつたということを作作したのでという。さらに、その際手本にしたのが飛鳥寺の縁起であつた。飛鳥寺は当初私寺として創立されながら、やがて国の大寺に加わることに成功しているのです、その飛鳥寺の縁起内容を上まわるもの、たとえば発願年は飛鳥寺の用明二年に対して薬師銘は用明元年、本尊の完成年も飛鳥寺の推古一七年に対して薬師銘は推古一五年、また飛鳥寺は推古天皇を発願者、太子と馬子を造立者とするが、薬師銘は

用明天皇を発願者、推古天皇と聖徳太子を造立者としていて、薬師銘、つまり法隆寺の縁起内容が飛鳥寺の縁起内容よりも格上げとなつていくというのである。

このような薬師銘に関する大西説はなかなか興味がつきないが、天智九年の法隆寺の焼失後、再建事業を皇室と国家に援助してもらうために、法隆寺が創建当初から勅願寺であつたことを主張するために薬師銘が造作されたという大西氏の見解は現在ではもつとも妥当なものと思われる。福山氏の薬師銘が書かれた理由が今一つ明確でなかつたのに対し、大西説はより明快なのである。おそらく、福山論文は薬師銘の信憑性を疑うことにその目的があつたからである。

三、国家官寺の出現と再建法隆寺

わが国の勅願寺はまず舒明天皇の百濟大寺が舒明一一年（六三九）に発願され、次に天智朝（六六二―六七一）には川原寺が造営された。この川原寺がまだ完成しないころ、天武天皇が登場すると、わが国第一号の勅願寺の百濟大寺は百濟から高市の地へ遷されることになつた。さらに天武朝には薬師寺が発願され、七世紀後半には当時のわが国でもっとも上格の勅願寺の造営が相継ぐのである。

当然ながら、天皇家の勅願寺の造営組織にはエリート工人たる造寺工（寺師）や造仏工（仏師）があつめられ、最新の初唐美術の建

築や仏像がつくられたであろうことが推測できる。川原寺の発掘調査の結果、川原寺の建築はたしかに唐建築であったし、川原寺裏山出土の塑像断片や埴仏を見るかぎり、それらは初唐彫刻に学んだ写実的萌芽の仏像で、いわゆる白鳳彫刻であった。またこの春（一九九七）奈良県桜井市吉備で確認された百済大寺の金堂址は飛鳥寺や創建法隆寺の金堂の倍以上の平面プランで、当時の金堂としては桁違いの大きさであった。基壇上から礎石が抜き取られていたため建築の細部はわからないが、その規模からすると、百済大寺の金堂は勅願寺たる天皇家の權威を余すところなく天下に示すものであった。それ故私は、それまでの、つまり飛鳥時代の蘇我氏や聖徳太子のような有力者や仏教帰依者たちがつくってきた仏教寺院に代って、天皇家という最上格の權威がつくった勅願寺がわが七世紀後半の仏教界に君臨し、しかも勅願寺の建築や仏像は時代の最先端美術であり、白鳳美術は勅願寺とともに登場したことを論じてきたのである。⁽¹⁶⁾

先述の百済の地から移転してきた高市大寺造営のために、造高市大寺司が置かれ、天武二年（六七三）一二月には造高市大寺司の任官があった。造高市大寺司の設置は、それまでの勅願寺造営集団が天皇家の私的な組織であったのに対し、折から形成されつつあった律令体制における公的な組織、つまり官司へと変革したことを示すものといえよう。すなわち、百済大寺以来の天皇家の勅願寺造営組織はより強力な律令体制の中に組込まれ、その存在が公認されたのである。

高市大寺は造高市大寺司の任官があった四年後の天武六年（六七七）再度寺号が改称されて大官大寺となった。今回は寺の移転によるものではなく、高市大寺が官司たる造高市大寺司によって造営されたため、律令体制における寺院、すなわち官司という性格が強まり、その結果寺号も律令体制を思わせる大官大寺と改称されたのである。すなわちここに、律令体制における国家官寺というかつてなかった新たな意味づけを有した寺院が出現することになったのである。わが国最初の飛鳥時代の寺院は蘇我氏や聖徳太子のような有力者や仏教帰依者によって発願・建立されていたが、やがて天皇発願のエリート工人が造営した勅願寺が登場してくると、それまでの寺院を抜きん出ることとなり勅願寺の建築と仏像は初唐美術を学んだ先端美術として白鳳美術をリードすることになった。さらにこの勅願寺は確立されつつあった律令体制の中に組込まれ、律令体制が保障する寺院、つまり国家官寺となった。その第一号が大官大寺であるが、そのほかの勅願寺に川原寺があった。

天武政権は大官大寺という国家官寺を認めた以上、同じ勅願寺の川原寺は如何にすべきかという判断をせまられた。そこで天武政権は当時存在していたすべての寺院の序列化を断行することになったのである。『日本書紀』天武九年（六八〇）四月是条には次のような勅が書かれている。

是月、勅、凡諸寺者、自今以後、除爲國大寺二三外、以外官

司莫_レ治。唯其有_二食封_一者、先後限_二卅年_一。若數年滿_二卅則除之_一。且以爲、飛鳥寺不可_レ關_二于司治_一。然元爲_二大寺_一、而官司恆治。復嘗有功。是以、猶入_二官治之例_一。

この天武九年四月の勅についてはかつて本誌上で論じたことがあるが、今一度要約すると以下のごとくである。すなわち、わが国の諸寺は今より以後国の大寺である二三を除いて、そのほかは官司が治めてはならない。ただし食封を所有している寺は三〇年間は官司が治めてもよいが、三〇年をすぎると治めてはいけないというのである。つまり、天武九年当時の全国の諸寺を、A国の大寺二三、B有封寺、C一般寺院（ABを除く）の三種に選別し、官司が治める寺はAの国の大寺二三だけで、Bの有封寺は三〇年を限って、Cの一般寺院は官司が治めないというのである。この勅がいう官司が治めるといふのはBの有封寺ではつきりするが、律令国家が寺院の管理・運営のための経済的援助を保障することで、換言すればAの国の大寺二三はこの勅が有効であるかぎり、律令国家が経済的援助を保障しつづけるのであり、これこそ律令制における国家官寺にほかならない。

こうして国家官寺となつたのが二三の大寺で、大寺は勅願寺のことであるから当時の二三の勅願寺が律令制における国家官寺に昇格認定されたのである。ところがこの勅の下つた天武九年四月の時点で、勅願寺は大官大寺と川原寺の二つしかなかった。おそらく「日

本書紀』に二三と書かれているのは、この勅の下された七か月後の天武九年一月に天武天皇によって発願された薬師寺が、勅願寺として造営されたことを承知していた『日本書紀』の編者の先取りの潤色と思われる。

次にBの有封寺は官司が三〇年間治め、三〇年をすぎれば官司は治めないというのであるから、当然ながら食封の所有は官司が治めている三〇年間だけということになる。ここではつきりしたが、官司が治める官治とは国家が経済的援助を保障することである。したがって、Cの一般寺院は国家からの経済的援助はなかったことになつた。天武政権はこの天武九年四月の勅のちようど一年前の天武八年（六七九）四月に次のような詔を發していた。

夏四月辛亥朔乙卯、詔曰、商_下量諸有_二食封_一寺所由_上、而可_レ加々之_上、可_レ除々之_上。

この詔はもろもろの食封を所有している寺の理由を調べてみて、加えるべきなら加え、除めるべきなら除めよといっているのである。早速にこの詔が適用されたのが法隆寺であった。というのも、『資財帳』によるとこの天武八年の時点で法隆寺には大化四年（六四八）施入の食封三百戸があつたが、この天武八年に停止されているからである。大化四年施入の食封三百戸は天武八年で三〇年を経過して三一年目に入っていたが、この食封三百戸は天武政権から

「可_レ除_レ々之」と判断され、停止に至ったのである。

当時法隆寺は天智九年の伽藍焼失後の再建工事を実施中で、その財政基盤ともいえる食封三百戸の停止は大きな痛手であった。そのような寺院にさえも、いやそのような寺院だからこそ、情け容赦なく政策を断行したところに、天武政権の行革、つまり律令体制確立のための財政建て直しにかかる決意を汲み取ることができよう。法隆寺のような再建中の寺院に対する食封停止こそ、諸寺に対して政権の厳しい態度を見せつけるまたとないチャンスで、権力は一寺院の都合など構うことなく、逆にそれを政策遂行のために利用するほど強かであった。おそらく天武政権はこの法隆寺の食封停止の例から、翌天武九年四月の勅で有封寺の食封所有年限を三〇年に限定したのである。

先述したように、天武八年当時法隆寺は再建中で、私見によると再建工事の第一弾として手懸けていた金堂がようやく完成するころであった。⁽¹⁹⁾ そのような時期に食封三百戸が停止されたため、法隆寺は財政的にきわめて苦しい状態に陥ったのである。すでに紹介したように大西修也氏は、皇室もしくは国家に法隆寺再建の財政的援助を求めするために、法隆寺が当初から勅願寺であったという薬師銘を作文したというが、現実には援助を引き出すどころか、逆に所有していた食封三百戸を停止してしまったのである。

このような経済的苦境に陥った法隆寺に、さらに追い打ちをかけたのが翌天武九年四月の勅である。この勅は諸寺の選別をしたもの

で、律令体制がつづくかぎり経済的に保障される国家官寺に、法隆寺が列せられる途は完全に閉ざれたからである。このとき国家官寺として認知されたのは天皇発願の勅願寺だけで、唯一の例外寺院が飛鳥寺であった。勅によると、飛鳥寺は官治の対象とすべきではないが、もとより大寺として治めてきた。また大化のクーデターや壬申の乱のとき、天武天皇は飛鳥寺に助けられたことがあるので官治の例、つまり国家官寺として昇格認知するというのである。飛鳥寺はわが国第一号の本格伽藍の寺院として推古朝に完成して以来、仏教興隆の拠点としてわが仏教界に君臨してきたが、大化のクーデターで檀越の蘇我氏が滅ぶと、改新政府が蘇我氏に代って治めてきたため、飛鳥寺の地位は建立以来変ることにはなかった。こうした飛鳥寺をめぐる歴史的背景が、天武九年の勅で飛鳥寺を永年にわたって経済的援助を与えつづける国家官寺として認知することになったのである。

法隆寺が皇室・国家から経済的援助を引き出そうとした計画は、この飛鳥寺が手本となっていた。法隆寺と同じくもともと勅願寺でなかった飛鳥寺が勅願寺として官司が治めてきたのは大化のクーデター以後のことであったが、飛鳥寺は大化以降除々に当初から勅願寺であったかのような創立縁起をつくってきた。⁽²¹⁾ そこで法隆寺も飛鳥寺に倣うべく、まず当初から勅願寺で、本尊は薬師像であったという創立縁起を捏造し、飛鳥仏の光背裏面に陰刻したのである。大西氏によると、飛鳥寺の縁起内容を上まわる内容の薬師銘が書かれ

たというのである。

にもかかわらず、天武九年四月の勅を見るかぎり、こうした法隆寺の目録見は失敗に帰したのである。勅願寺以外で国家官寺に列せられたのは飛鳥寺だけであった。先述のように飛鳥寺が国家官寺の例に入ったのはそれまで勅願寺の扱いをうけてきたからだと勅は述べているから、法隆寺が当初から勅願寺であったと主張しようとしたこと自体はけっして間違いではなかった。しかし、勅はさらに飛鳥寺が「復嘗有功」と、大化のクーデターのときと壬申の乱のときに天武天皇は飛鳥寺に助けられたため飛鳥寺を官寺の例に入れたのだと説明しているのである。つまり、天武天皇が飛鳥寺に助けられたというような関係が、天武天皇と法隆寺の間にはなかった。だから、法隆寺が当初から勅願寺であったといくら主張しても、飛鳥寺のごとく国家官寺に列せられることはなかったのである。

このように、再建法隆寺は天武八年の詔によって食封三百戸を停止されて有封寺ではなくなり、さらに翌天武九年の勅によって国家官寺に列せられる途も完全に閉ざされ、今や律令国家が経済的援助を一切与えない一般寺院にならざるを得ない状況となったのである。そのとき法隆寺は再建途中で、まさに危機的状態に瀕していた。天武政権の律令体制確立は諸寺の序列化を促進することとなり、法隆寺は国家官寺どころか、律令体制における上格寺院からも弾き出される可能性すらあったのである。目下の最大課題である再建事業遂行のための方策が種々講じられたであろうことは容易に想像できる。

四、律令体制の確立と太子信仰

天武八年四月の諸寺の食封の整理を促す詔と、翌天武九年四月の諸寺の序列化を断行した勅のために、法隆寺の再建資金を皇室・国家に求めようとした目録見は失敗に終わった。大西氏の言を借りるなら飛鳥寺の縁起を上まわる薬師銘を作文し、しかも飛鳥仏の光背裏面に陰刻し、その仏像つまり現薬師像を法隆寺の根本本尊につくり上げたにもかかわらず、律令体制における最高位の国家官寺に列することはもはや不可能となったのである。律令体制が確立していく七世紀後半という社会情勢の中で、策を講じなければ再建事業は頓坐するし、さすれば太子発願寺院という伝統も消えかねない。おそらく、再建中の天武八・九年ころの法隆寺では寺僧たちが、再建事業完遂のための方策を種々講じていたものと思われる。

先述のごとく、法隆寺は律令体制が確立していく中、その最高位の国家官寺はおろか、次なる有封寺でもなくなり、今や律令体制における上格の寺院から弾き出されようとしていた。その間の事情を寺僧たちが正確に把握していれば、当時確立しつつあった律令体制こそ法隆寺の再建事業を阻むものであり、法隆寺の対極に存する寺院が国家官寺であることを理解していたと思われる。ならば法隆寺が為すべきことといえば、律令体制そのものを否定できないかぎり、あくまで律令体制の枠組の中でその象徴たる国家官寺に対し積極的

に對抗することしかなかつたはずである。

その後の法隆寺千三百年の歴史から判断すると、寺僧たちが講じた最良の方策は、法隆寺を太子信仰の寺とすることであった。すなわち、法隆寺は太子発願寺院から太子信仰の寺へと大きく旋回することになったのである。

ところで、太子信仰の成立については古代仏教史上重要な問題で、それ故先学も多くの見解を発表してきたが、その成立時期については七世紀末の天武朝ごろとするものが多く、今述べてきたように私も天武朝ごろと考えている。太子信仰というと太子の講經説話や七寺建立説話が有名で、ともに『法王帝説』や『資財帳』に記されていることからすると、このような説話は法隆寺の僧たちによつて法隆寺内で書かれた可能性が強い。しかしながら、このような太子信仰が天武朝ごろのようにして生れたのかということになると、私見は先学の見解と異なる。

前稿で私は太子信仰の成立について以下のごとく述べた。七世紀後半の仏教界の変動、すなわち飛鳥時代の蘇我氏や聖徳太子のような有力者や仏教帰依者が発願した飛鳥寺や法隆寺のような寺院とは異なる、つまり天皇発願の百濟大寺や川原寺のような勅願寺が出現したが、最高権力者たる天皇の発願した勅願寺は仏教界の主役となり、新様式の唐美術をわが国で最初に実現することになった。やがて勅願寺は律令体制の整備とともに国家官寺となるが、このような時代の趨勢の中で、単に太子発願寺院というだけではその存在価値

が薄れてきた法隆寺が、天智九年の焼失、それにつづく再建を機に積極的に国家官寺に對抗するための方策、すなわち法隆寺が太子信仰の寺であることを講じたのだと論じてきた。

このような太子信仰成立の経緯に関する趣旨はもちろん今も変らないが、本稿では太子信仰成立の直接の引き金となったものが律令体制の確立であったことを論じてきた。すなわち天武八年の諸寺の食封の整理を命じた詔と、翌天武九年の諸寺の序列を断行した勅によつて、再建中の法隆寺は食封を停止され、国家官寺となる途を完全に閉ざされてしまったが、私はこのことが法隆寺をして太子信仰の寺へ脱皮させたと解したのである。律令体制の象徴たる国家官寺に對して、律令体制という枠組の中で對抗するためには太子発願寺院という特別な歴史をもつ法隆寺にとつて、太子信仰を標榜することこそ、もつとも実現可能な方策であった。

再建法隆寺が太子発願寺院から太子信仰の寺への変貌を模索していたころ、そのための歴史背景はすでに醸成されていた。というのも、皇極二年の入鹿による斑鳩宮焼討と法隆寺における山背大兄王の自経、さらに天智九年の法隆寺の焼失は、聖徳太子にまつわる悲劇があたかも頂点に達したかの様相を呈していたからである。斑鳩宮につづいて法隆寺までが灰燼に帰したということは、聖徳太子という推古朝の傑出した一知識人を歴史の彼方に追いやるのに充分であった。いいかえれば法隆寺の焼失は聖徳太子の文化遺産の消滅でもあった。法隆寺の僧侶たちは太子の文化遺産を再興することが使

命であり、存在理由でもあったため、皇室・国家から再建費用の援助を求めべく薬師銘を作文したが、先述のように金堂が完成するころ、律令体制確立の進りを受け、食封は停止され、国家官寺への昇格も完全に閉されたのである。

そこで法隆寺僧たちは律令体制の枠組中であつて、しかもそれに頼ることなく、かつ諸寺の最高位に存する国家官寺に対抗する方策として、法隆寺が太子発願寺院から太子信仰の寺へ変貌・再生する途を選んだのである。律令国家から再建資金を求めることができな以上、自己資金を調達する以外有効な方法はあるまい。おそらく再建事業遂行のため悲劇の主たる聖徳太子が最大限利用されることになったのであろう。こうして再建中の法隆寺は太子発願寺院から太子信仰の寺へ変貌し、再建事業遂行の資金をあつめることに成功したのである。

ところで、再建工事の第一弾として金堂が完成するころ、法隆寺は太子信仰の寺へ変貌することになったが、再建事業が開始されたころその金堂には法隆寺が当初より勅願寺であつたことを主張するための証拠品たる薬師像を、本尊として安置すべく計画していたと思われる。ところが天武九年の勅によって勅願寺であつたことを主張する薬師像はもはや必要でなくなった。そこで太子信仰の寺を標榜するためにふさわしい本尊が求められたのである。それが現本尊の釈迦三尊像であつた。釈迦三尊像はその光背銘によると、聖徳太子の病氣平癒のために太子等身の釈迦像が発願されたが、太子が薨

去したので浄土往生を願つて完成させたことが書かれていて、坐高八七・五センチという大きさはたしかに太子の等身像としてつくられたことを思わせる。だからこそ法隆寺が太子信仰の寺へ脱皮しようとしていたとき、寺僧たちはこの釈迦三尊像を新生法隆寺の本尊に選んだのであろう。釈迦三尊像は癸未年（推古三十一年・六二三）に完成後どこに安置されていたのかはつきりしない。斑鳩宮内の仏堂に置かれていたとも、法隆寺内に置かれていたともいわれるが⁽²²⁾、前者の場合なら皇極二年の焼討のときに、また後者であれば天智九年の法隆寺焼失のときにも無事だったということになる。

こうして釈迦三尊像は太子信仰の寺として再出発することになった。再建法隆寺の本尊となり、金堂内陣の中央の間に安置されたのである。本尊の東隣りの東の間にはすでに出番のなくなった捏造銘文を陰刻した薬師像を据えることにした。西の間にも東の薬師像に対応する仏像の安置が計画されたと思われるが、天平一九年の『資財帳』にはそれらしき仏像の記述がなく、再建直後の金堂西の間については不明ということになるか。そのほか内陣内には四天王像や玉虫厨子・橘夫人厨子等が置かれていて、金堂内はさながら美術館・博物館の趣きを呈していた。笠井昌昭氏は、法隆寺には他の寺から移されてきた仏像の多いことに関して、再建法隆寺はいわば聖徳太子記念館とでもいふべき性格のものといふ⁽²³⁾。

これは聖徳太子時代の文物、つまり太子の文化遺産の再興であつて、再建法隆寺は積極的に太子時代あるいは太子関係の文物をあつ

めて、再建法隆寺を太子信仰の寺へと変貌させていったのである。こうしてみると太子信仰の推進者は法隆寺、すなわち法隆寺僧をおいてほかにはあり得ないのである。

むすび

聖徳太子発願の法隆寺は天智九年四月に全焼したが、太子のファミリーともいべき山背大兄の上宮王家は皇極二年に入鹿のために滅亡していた。それ故、焼失時の法隆寺にとって経済的な後ろ楯になる檀越はなく、寺僧たちは再建事業を完遂するための有効なる手段を講じなければならなかった。その結果、再建の経済的援助を皇室と国家に求めるために、法隆寺が当初から勅願寺であったという薬師銘を作文し、飛鳥仏の光背裏面に陰刻したのである。

しかしながら、この計画は天武八年の諸寺の食封の整理を命ずる詔と翌天武九年の諸寺の序列化を断行した勅によって失敗に終わった。つまり、法隆寺は七世紀後半の律令体制が確立していく中、天武八年の詔によって食封を停止され、天武九年の勅によって国家官寺になる途を完全に閉されたのである。再建法隆寺は律令体制確立の進りをうけたともいえないが、律令体制の象徴たる国家官寺に対して、律令制という枠組の中で対抗するために、法隆寺僧たちが講じた方策が法隆寺を太子発願寺院から太子信仰の寺へ変貌させることであつた。

その後の法隆寺の歴史を振り返れば、法隆寺を太子信仰の寺へ転回させたことは大成功だったといえよう。七世紀後半の国家官寺はその後の歴史に翻弄されてきたが、一人法隆寺はその後大きな火災にあうこともなく、逆に周りの寺院が廃絶すると寺宝は自ずと法隆寺にあつまり、また各時代にわたって聖徳太子関連の美術がつけられ、伝えられてきたのである。法隆寺を太子信仰のメッカとしたことが、法隆寺繁栄の活力となってきたのである。

註

- (1) 拙稿「再建法隆寺と釈迦三尊像——太子信仰の成立」(『佛教藝術』二二四 平成八年)。
- (2) 北畠治房の法隆寺二寺説は刊行物に発表されなかったため、多くの人が知り得るというものではなかったが、北畠が明治三十三年に記した自筆本を発見した家永三郎氏がその後紹介している(『建築史』二—三 昭和一五年)。
- (3) 小野玄妙「法隆寺堂塔造建年代私考」(『仏書研究』三—四七 大正六—七年)。
- (4) 喜田貞吉「神社寺院の建築と住宅建築・下」(『歴史地理』四六一—大正一四年)。
- (5) 関野貞「日本建築史」(『アルス大建築講座』所収 アルス 昭和二年)。
- (6) 秋山義一「斑鳩寺・法隆寺問別寺説に就いての考察」(『史学雑誌』三八—一 昭和二年)。
- (7) Karl With: *Buddhistische Plastik in Japan* (1920)。
- (8) 福山敏男「法隆寺問題管見」(『東洋美術』一九 昭和八年)。
- (9) 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」(『夢殿』一三 昭和一〇年)。

(10) 拙稿「釈迦像と薬師像はどちらが先か」(拙編著『寧楽美術の争点』所収 グラフ社 昭和五九年)。

(11) 福山前掲論文(註9参照)。

(12) 井上光貞『日本の歴史』一 中央公論社 昭和四〇年。

(13) 田村圓澄「百濟・新羅仏教と飛鳥仏教」(『韓』二 昭和四七年)。

(14) 拙稿「大寺考」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四一 三分冊 平成八年)。

(15) 大西修也「再建法隆寺と薬師銘成立の過程」(『佛教藝術』一三三 昭和五五年)。

(16) 拙稿「勅願寺と国家官寺の造営組織」(『佛教藝術』二二二 平成七年)。
拙稿「白鳳彫刻論」(『佛教藝術』二二三 平成七年)。

(17) 前掲拙稿(註14参照)。

(18) 『資財帳』には「大化三年歲次戊申」に食封施入と書かれているが、大化三年の干支は「丁未」であって「戊申」ではない。干支を正とすると、「戊申」は「大化四年」となる。

(19) 前掲拙稿(註1参照)。

(20) 日本古典文学大系本『日本書紀 下』(岩波書店 昭和四〇年) 天武天皇九年四月是月条の頭註11。

(21) 飛鳥寺の縁起が除々に天皇発願へと変貌することについては、拙稿「飛鳥寺の創立に関する問題」(『佛教藝術』一〇七 昭和五一年)を参照されたい。

(22) 釈迦三尊は当初斑鳩宮に安置されたというのは鈴木嘉吉氏で、法隆寺内の釈迦堂(現金堂)に置かれていたとしたのは足立康氏であった。鈴木「法隆寺金堂と斑鳩宮」(『伊弉留我』六 昭和六一年)。足立「法隆寺再建非再建論争史」(龍吟社 昭和一六年)。

(23) 笠井昌昭「法隆寺金堂釈迦三尊像光背並びに光背銘について」(『佛教藝術』一八九 平成二年)。

付記 本稿は、一九九六年度早稲田大学特定課題研究の一部としてまとめたものである。